

日野町町民大学講座のお知らせ

自らの教養を深め視野を広げ、より一層充実した心豊かで生きがいのある生活を送るための学習となるよう、下記の日程で日野町町民大学講座を開講しています。
各開講日の前日までに申し込みいただければ参加可能ですので、皆さんぜひご参加ください。

第4回 **10月22日(土) 14:00~15:30**
日野公民館ホール

演題 ● 「近江商人の魂を引き継ぎ革新に挑み続ける」
～老舗たねやに学ぶものづくり、ひとづくり～
講師 ● 山本 昌仁さん(たねやグループCEO)



県内各地をはじめ全国の有名デパートでその名を轟かせているたねやグループ。たねやは、「商いは人の道である」を経営理念として掲げられています。売上を気にするばかりでは人の道を外してしまう、儲けようとする前にそれが人の道であるかを見極める。自己のみの利益追求を良しとしなかった近江商人の心意気が経営に活かされています。ただし、伝統を重んじるだけではなく、新たな挑戦にも果敢に挑みます。その成長の秘訣であるたねやのものづくり、ひとづくりを学びます。

以後の予定は次のとおりです。

	とき	ところ	講師	演題
第5回	12月17日(土) 14:00~15:30	日野公民館	望月 聡さん びわこ成蹊スポーツ大学教授	「なでしこジャパンから学ぶ」 ～共に学び育つコーチング～

講座受講料は1講座1,000円です。

問い合わせ先 ◆ 日野町立中央公民館(生涯学習課内) ☎0748-52-6566

みんなで支える国民健康保険

社会保険に加入された方は、資格喪失の手続きが必要です

社会保険の適用範囲が拡大

平成28年10月から、健康保険や厚生年金などの適用基準が緩和され、加入対象が広がります。

これまでは、週30時間以上働く方が対象でしたが、従業員数501人以上の事業所に勤務している場合は30時間未満であっても、次の条件をすべて満たす方は対象となり、より多くの方が社会保険や厚生年金に加入できるようになります。

①一週間の所定労働時間が20時間以上ある

所定労働時間とは、あらかじめ働くことが決まっている労働時間のことです。残業時間は含めません。週により時間が変動する場合は、平均により算定した時間で判断されます。

②雇用期間が継続して1年以上見込まれる

期間の定めが無い場合、雇用期間が更新される可能性がある場合なども対象となります。

③1か月あたりの賃金が88,000円以上である

賞与、残業代、通勤手当は含みません。時間給の場合は、時間給×①の時間×52週÷12月で計算します。

④学生でない

休学中や夜間等定時制の学校に通学している方は除きます。

社会保険に加入したら、 国保の資格喪失手続きを

新たに社会保険に加入された方は、次のものを持って、国民健康保険の資格喪失の手続きをしてください。手続きをされないと、保険に二重で加入していることになり、保険税も二重で払うこととなります。必ずお手続きください。

○資格喪失に必要なもの

社会保険の保険証
国民健康保険被保険者証
印鑑(スタンプ式でないもの)
保険が変わる方の個人番号
届出に来られる方の個人番号
届出に来られる方の身分証明

問い合わせ先 ◆ 住民課保険年金担当 ☎0748-52-6571

日野町で独立開業・創業を目指す方へ

日野町特定創業支援事業
やさしく、わかりやすい

創業塾開講のお知らせ

受講生募集

受講料5,000円
商工会会員は2,000円

定員30名(先着順)

特定創業支援事業者である日野町商工会では、町内で独立開業・創業を目指す方を対象に、近隣2市2町合同で実践創業塾を開講します。財務、経営、人材育成、販路開拓等に関する全ての知識を習得できる内容となっています。

1日目	10月20日(木)	創業に必要なものって何?
2日目	10月24日(月)	創業に必要なマーケティングを学ぼう①
3日目	10月27日(木)	創業に必要なマーケティングを学ぼう②
4日目	10月31日(月)	アンガーマネジメントセミナー
5日目	11月7日(月)	口コミをおこすSNSの使い方
6日目	11月10日(木)	創業の手続きについて 創業計画を作ろう①
7日目	11月14日(月)	創業計画を作ろう② 資金調達について 税務会計の基礎知識
8日目	11月17日(木)	創業計画の見直し

会 場：甲賀市商工会(甲賀市水口町水口557-2)

開講時間：各回 午後7時から9時半まで

参加対象：創業希望の方、創業間もない方、その他どなたでもご参加いただけます。

参加費：5,000円
(商工会会員は2,000円)
※セミナー初日にご持参ください。

申し込み締め切り：10月13日(木)

問い合わせ先 ◆ 商工観光課 ☎0748-52-6562 日野町商工会 ☎0748-52-0515

新しく犬を飼われた方へ

新しく犬を飼われたり、他市町村から転入されたりした場合には犬の登録を行う必要があります。住民課生活環境交通担当にて登録を行っています。

また日野町では毎年4月に各地区を獣医師さんと回り、狂犬病の予防接種を実施しています。

狂犬病予防法第5条の規定により犬の所有者は毎年一回狂犬病の予防注射を受けさせることが義務となりますので、動物病院などで責任を持って愛犬に予防注射を受けさせましょう。



問い合わせ先 ◆ 住民課生活環境交通担当 ☎0748-52-6578

HOTけん桜谷隊が“コミュニティ助成事業”に取り組みました

HOTけん桜谷隊がコミュニティ助成事業(宝くじ助成)を利用され、桜谷小学校の裏山などに遊具を整備されました。

この事業は、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するとともに、宝くじの普及広報を目的として、(一財)自治総合センターが実施しているものです。



問い合わせ先 ◆ 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552